

中小企業再生支援協議会の活動状況について
～平成21年度活動状況分析～

平成22年5月
中小企業庁
経営支援課

中小企業再生支援協議会とは

協議会事業

多様な中小企業の事業再生を支援するため、平成15年に各都道府県に1箇所ずつ中小企業再生支援協議会を設置しています。

各協議会に、企業再生に関する知識と経験を持つ専門家(公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士等)が常駐しており、中小企業の再生に係る相談などにきめ細やかに対応しつつ、地域の総力を結集し再生を支援しています。

支援スキーム

窓口相談(1次対応)

常駐専門家が、ヒアリング・面談等により中小企業の経営状況を把握し、提出資料等の分析を通じて、経営上の問題点や具体的な課題を抽出し、どのような支援が最も良いのかを検討します。

「再生計画」の策定が必要だと判断した場合

関係機関の窓口を紹介することが適切だと判断した場合

再生の可能性が低く協議会での対応が困難だと判断した場合

適切な窓口(商工会議所・商工会・中小企業支援センター・政府系金融機関等)を紹介。

可能な範囲でのアドバイスや専門家等の紹介。

「再生計画」策定支援(2次対応)

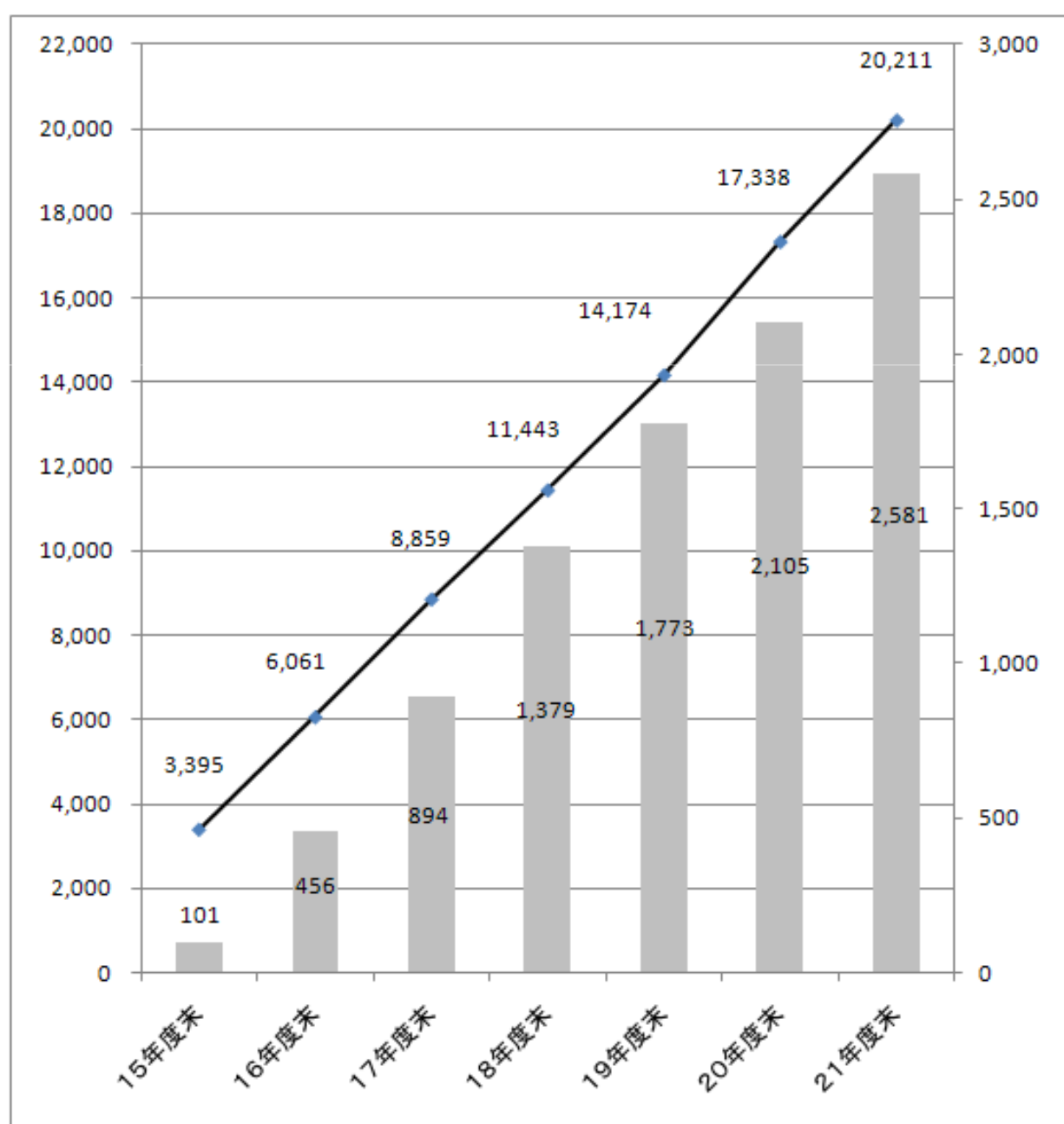
常駐専門家が中心となり、中小企業診断士等の外部専門家、関係金融機関等により個別支援チームを編成し、再生計画策定を支援。

1. 窓口相談及び再生計画策定支援件数の推移

・中小企業再生支援協議会は、平成15年2月の発足以来、平成21年度末までに20,211社からの相談に応じ、2,581社の再生計画の策定支援を完了するなどの着実な成果をあげています。

相談企業数

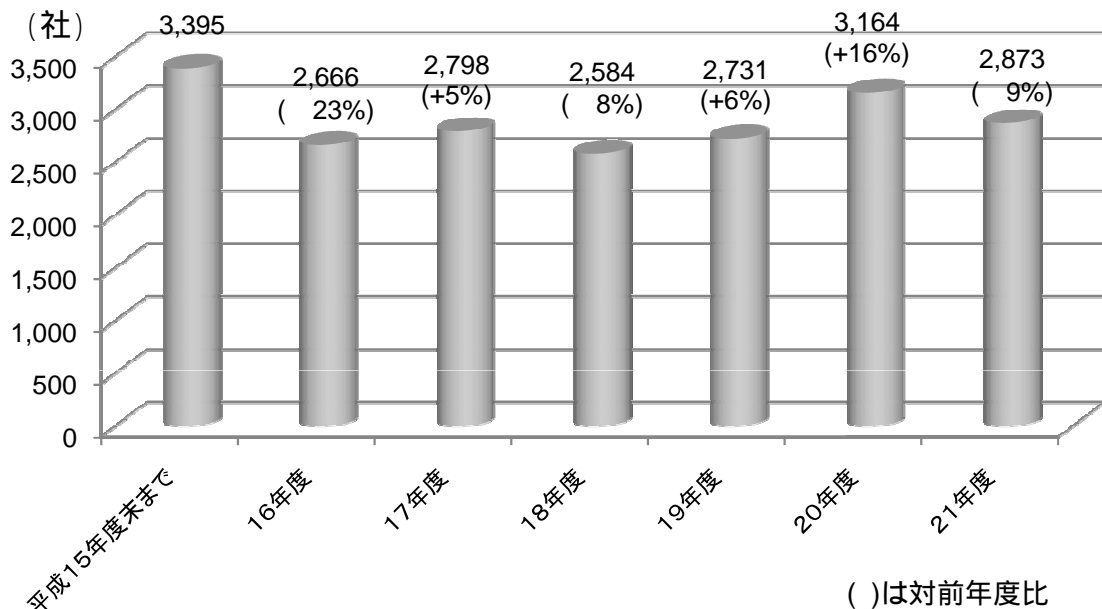
計画策定完了件数



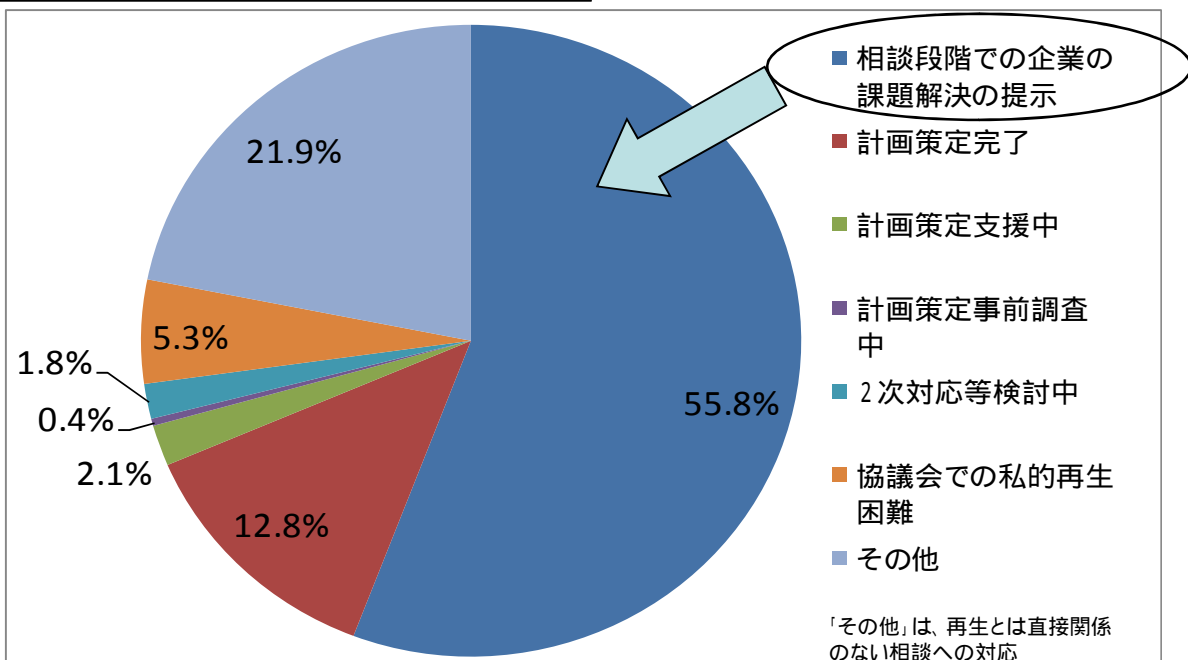
2. 窓口相談企業への対応状況

- ・窓口相談企業数は2,873件でした(20年度に比べ9%減少)。金融円滑化法の施行を受け、企業が直接、金融機関にリスケジュール等の依頼を行っていることが影響しているものと考えられます。
- ・窓口相談に訪れた企業のうち、半数を超える企業が相談段階(一次対応)で課題が解決しており、再生計画策定支援(2次対応)を実施したのは、15%となっています。

相談企業数の年度推移



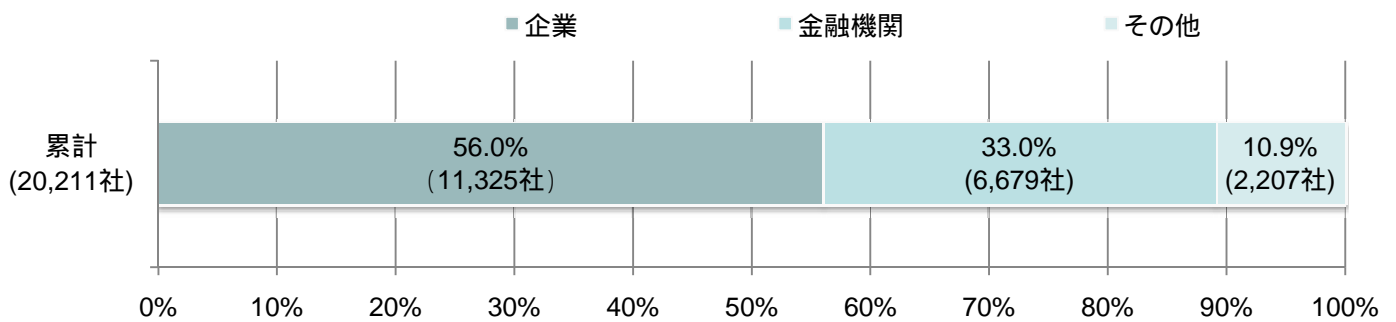
相談企業への対応状況(累計)



3. 窓口相談への相談持込者の内訳

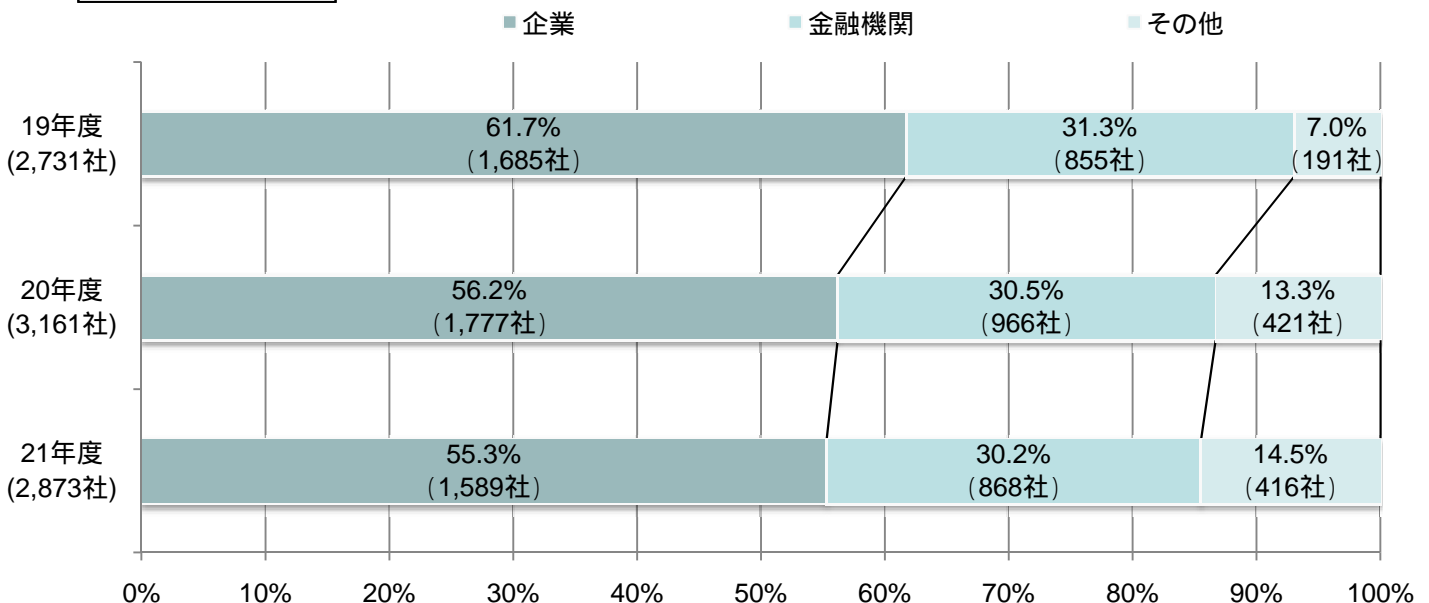
- ・再生支援協議会に持ち込まれた相談の持込者は、企業自身が最も多く56%、次いで金融機関が33%となっています。
- ・年度推移を見ると、企業からの持ち込みが減少している一方で商工会・商工会議所や都道府県の中小企業支援センターなどからの持ち込みの割合が増加傾向にあり、再生支援協議会への理解が多くの機関に広まったことがうかがえます。

累計



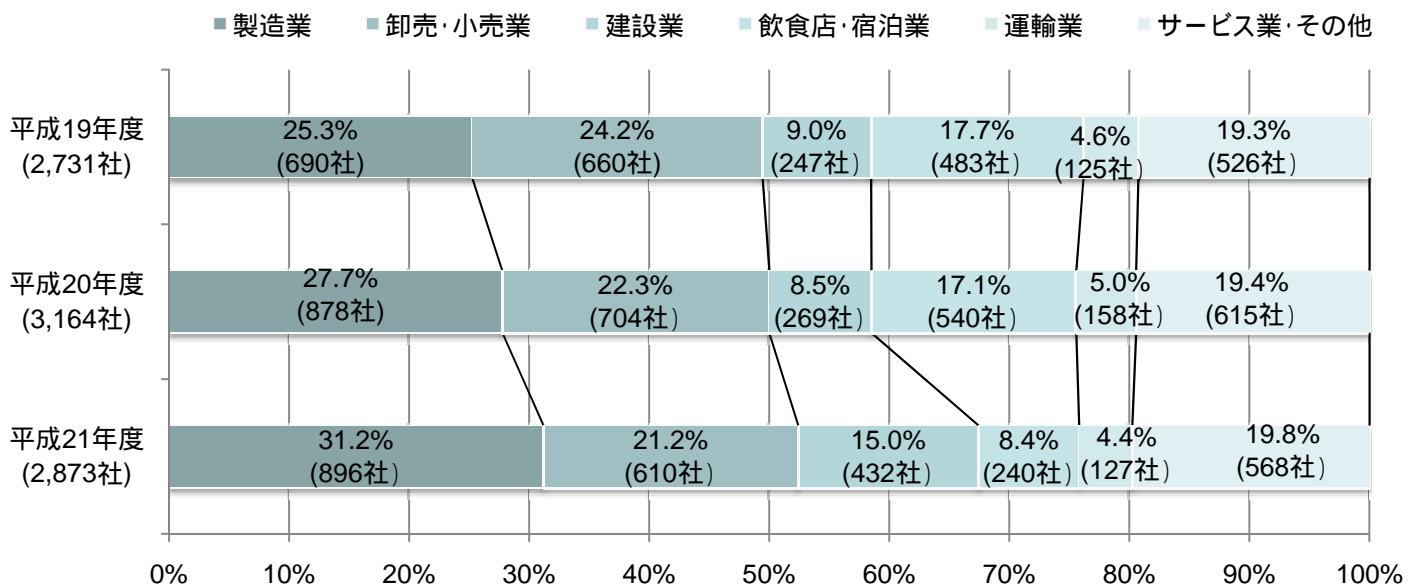
「その他」の主なものは「商工会・商工会議所」、「都道府県中小企業支援センター」。

年度推移

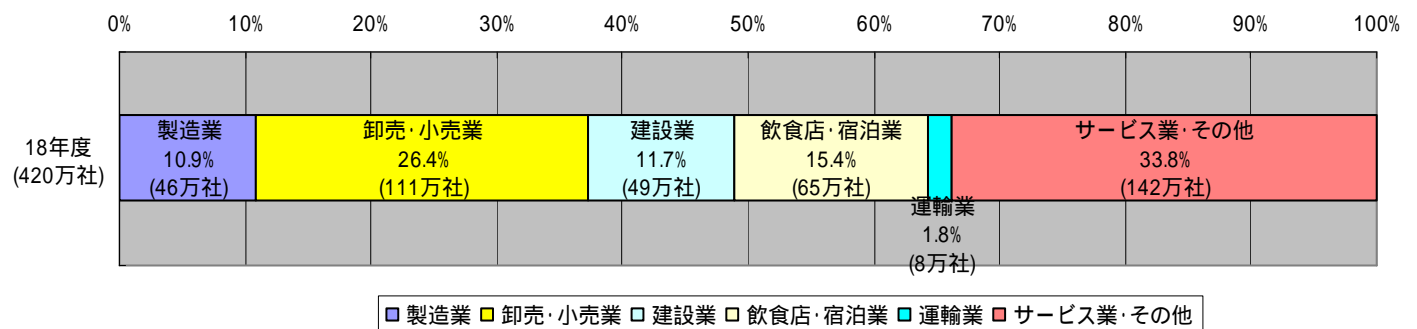


4. 窓口相談企業の業種別割合

- ・窓口相談に訪れる企業の業種は、製造業、卸売・小売業、建設業の順に割合が高くなっており、年々、製造業、建設業が増加しています。特に、建設業は大幅に増加しており、建設業の21年度の相を件数は432件と20年度に比べ約6割増加しました。一方、飲食店・宿泊業は逆に大幅に減少しており、約6割減の240件となっています。
- ・相談企業の業種別割合を中小企業全体の業種別割合と比較すると、製造業の割合が中小企業全体における割合を大きく上回っている一方、飲食店・宿泊業やサービス業等の割合は下回っています。特に、製造業において再生支援協議会の活用が進んでいます。



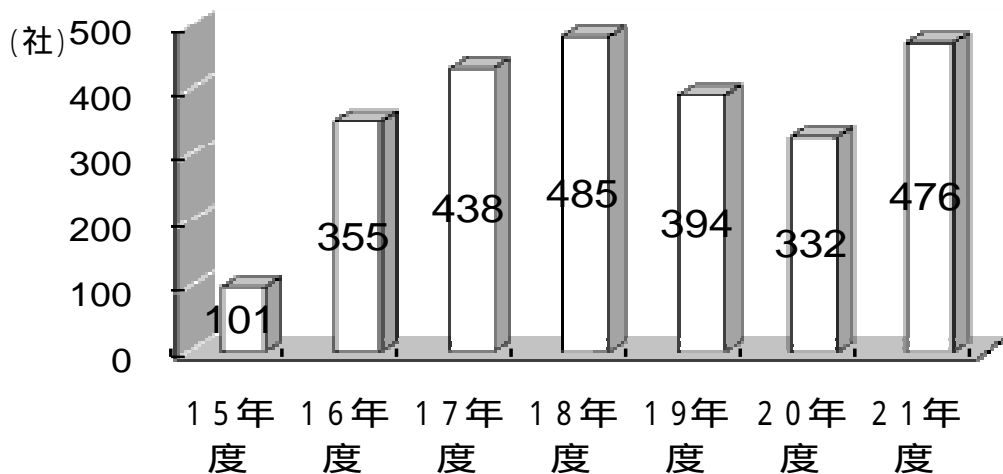
< 参考: 中小企業の業種別割合 (企業ベース) > 総務省「事業所・企業統計調査」より再編加工



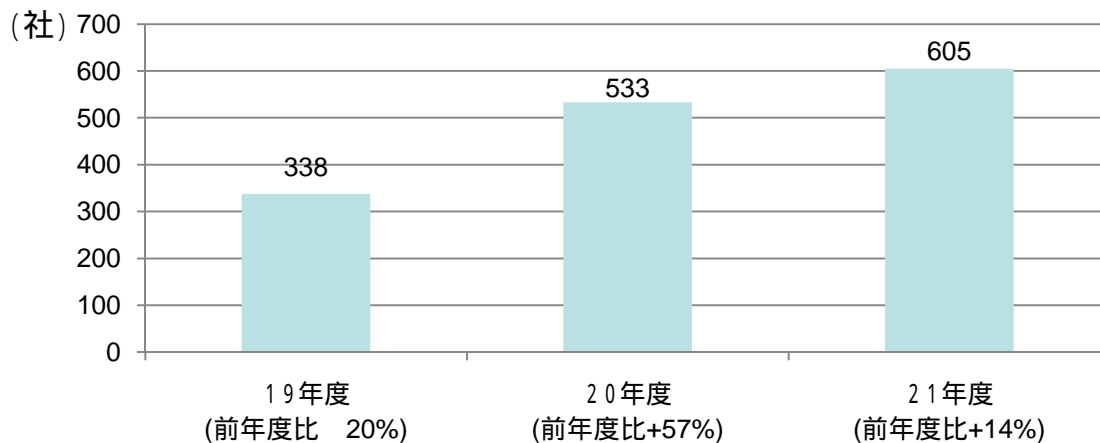
5. 計画策定支援完了企業数及び新規支援開始企業数

- ・再生計画の策定支援を完了した企業数は、21年度は476社(20年度に比べ43%増加)でした。20年11月の金融検査マニュアルの改定により、10年以内の再生計画が実抜計画として認められるようになったことなどから、金融機関が再生計画案に合意しやすい環境が整ってきたことが背景にあるものと考えられます。
- ・21年度に新たに再生計画の策定支援を開始した企業数は605社(20年度に比べ14%増加)でした。相談件数が減っている一方で新規支援開始件数が増えているのは、個別の金融機関では対応が困難な案件が協議会に持ち込まれる中で、協議会の取組により、高度な案件への対応能力が向上したこと等が寄与したものと思われま

完了件数の年度推移



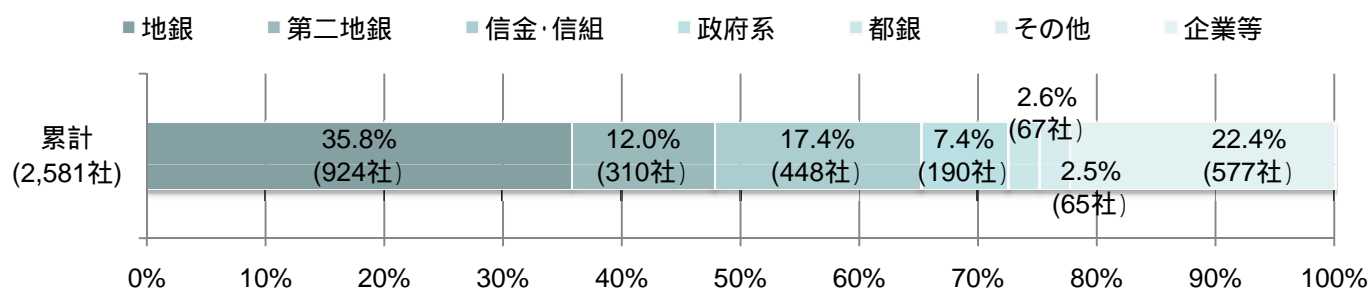
新規支援開始件数の年度推移



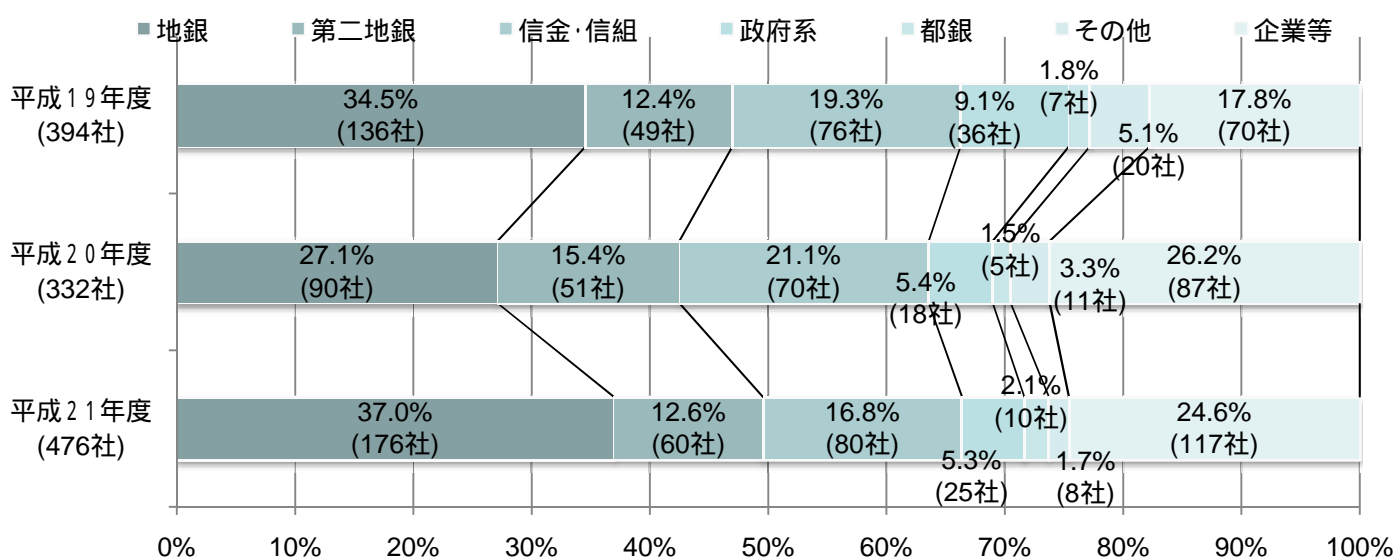
6. 計画策定支援完了企業の相談持込者の内訳

- ・累計では、地銀、信金・信組、第二地銀の順で割合が高く、この3者で65%を占めています。また、企業等からの持ち込みは昨年同様25%を占めております。
- ・年度推移を見ると、21年度は全ての類型で件数が増加しているものの、特に地銀案件で件数が倍増していることから、割合では地銀が10%ポイント程度増加している一方で、他が総じて減少となっています。
- ・中小企業の再生は地域の雇用や取引先を守るものであり、金融機関にとっても経済合理性があることから、引き続き地域の金融機関と連携した積極的な再生支援が求められています。

累計



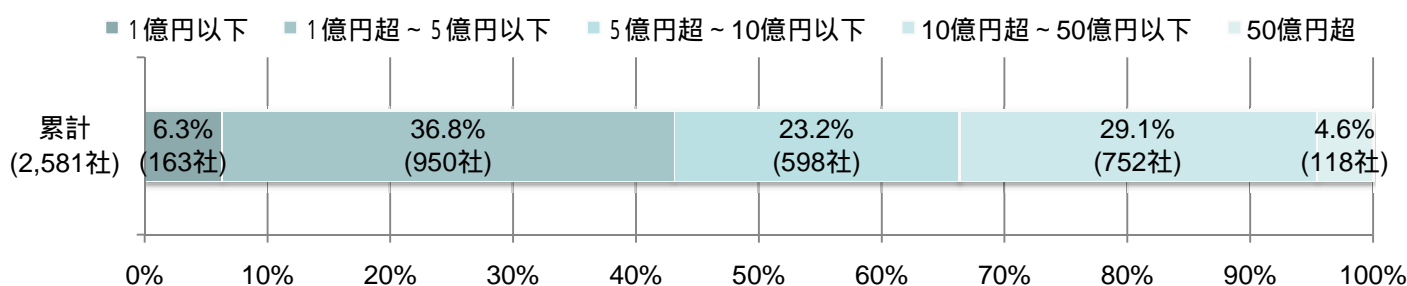
年度推移



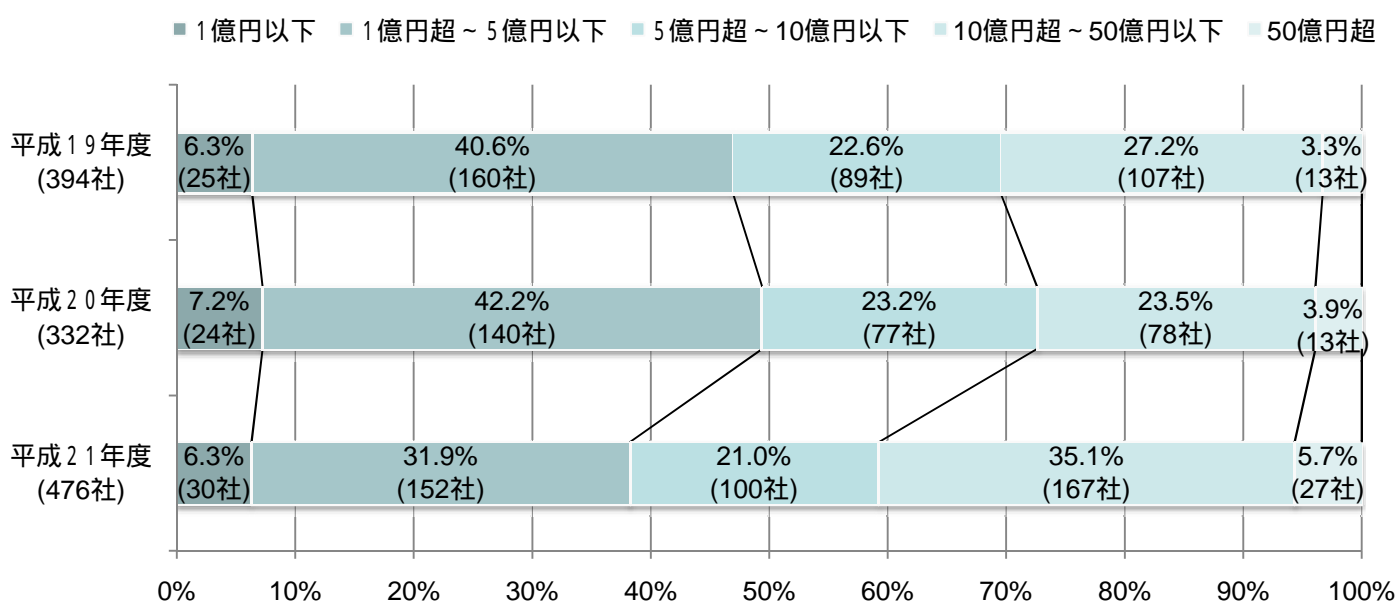
7. 計画策定支援完了企業の規模別（売上高）割合

- ・計画策定支援完了企業には、売上高が小規模な中小企業から比較的大きな規模の中小企業までが対象になっており、再生支援協議会が再生計画の策定を幅広く支援してきたことが分かります。
- ・年度推移を見ると、売上高1～5億円の企業に10%ポイント程度的大幅な減少が見られる一方で、10億円超～50億円以下の企業で同程度的大幅な増加が見られます。10億円超～50億円以下は、21年度の件数が167社と20年度の2倍以上に増加しており、これらから企業規模の大きな再生案件が増加傾向にあります。

累計



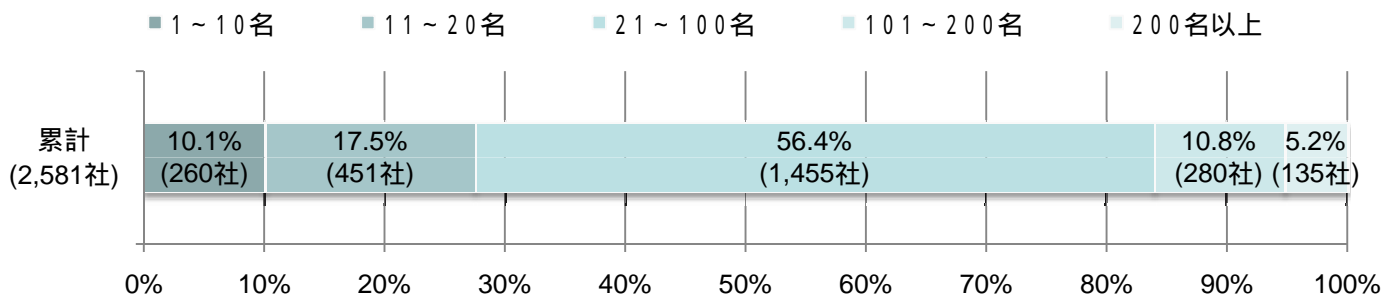
年度推移



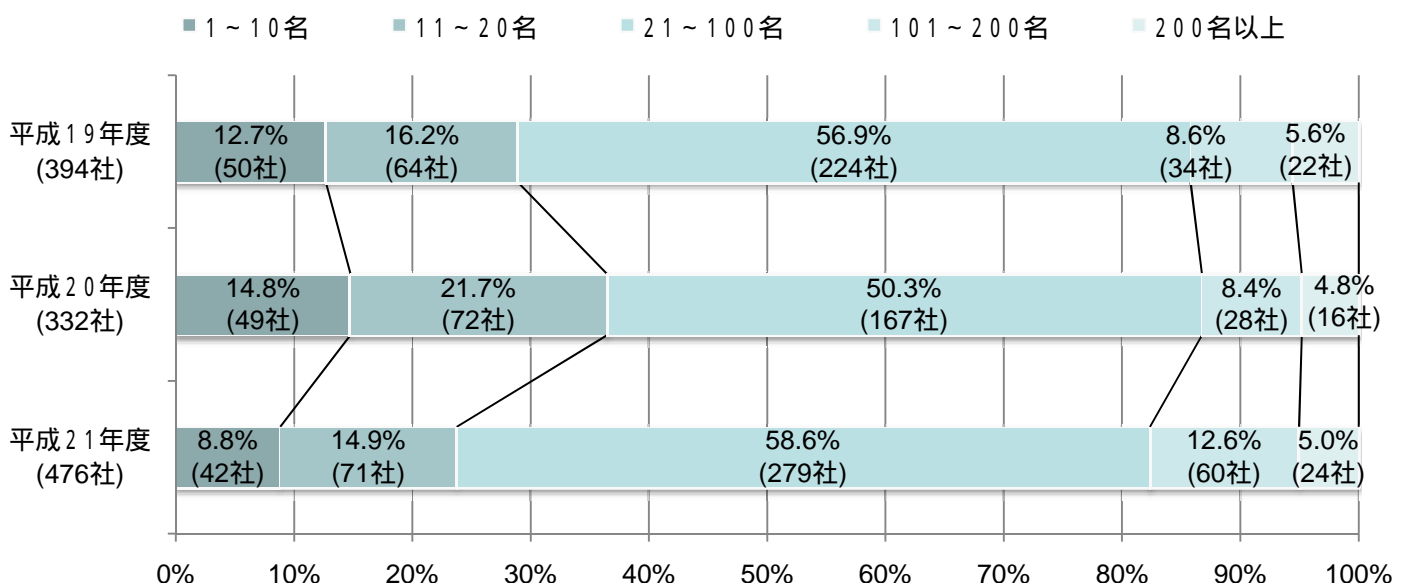
8. 計画策定支援完了企業の規模別（従業員数）割合

- ・計画策定支援完了企業の従業員規模については、売上高と同様、小規模な中小企業から比較的大きな規模の中小企業までが対象になっており、再生支援協議会が再生計画の策定を幅広く支援してきたことが分かります。
- ・累計では21～100名の規模の企業が過半数を占め56.4%となっています。
- ・年度推移を見ると、20名以下の小規模事業者の割合が減少する一方で、21名～100名、101～200名の層が増加しており、売上高規模別と同様に企業規模の大きな再生案件が増加傾向にあります。

累計



年度推移



9. 計画策定支援完了企業の手法分析

- 再生手法の内訳を見ると、各年度ともにリスケジュールが手法として最も多く用いられています。年度別に見ると、リスケジュールが全体に占める割合は20年度までは6割であったところ、21年度は大幅に増加し9割となっています。既述の通り、20年11月の金融検査マニュアルの改正により、金融機関がリスケジュールに応じやすい環境が整ったことが影響しているものと考えられます。
- 債権放棄の件数は年々減少傾向にあります。債権放棄に占める第二会社方式の割合は年々増加しており、平成21年度には78%となっています。
- 第二会社方式は、債務者・債権者の双方が取り組み易く、税務上の処理も簡便であるなどのメリットがあり、再生手法として有効であることから、改正産活法による環境整備を踏まえた活用促進が期待されます。

財務面での手法

